

<研究ノート>

会社法成立による資本金への影響

山 田 康 裕

I はじめに

会社法制の現代化を目的として、2005年7月に新たに「会社法」が公布された。さらに、それをうけて2006年2月には、「会社法施行規則」、「会社計算規則」および「電子公告規則」が公布された。経済環境の劇的な変化に対応すべく、近年、商法も毎年のように改正されてきたが、今回の会社法¹⁾の成立も、このような方向性にそったものである。より具体的には、当該会社法は、2003年10月に法制審議会より公表された「会社法制の現代化に関する要綱試案」および2005年2月に法制審議会より公表された「会社法制の現代化に関する要綱」をふまえたものである。

このような会社法による変更点は、商法第2編「会社」や商法特例法・有限会社法が1つの法律としてまとめられたことや、表記方法が平仮名・口語体へと改められたことに始まり、きわめて多岐にわたっている。なかでも会社の計算に関しても実質的な改正がおこなわれており、「会社法における新しい規制の制定は、1899年（明治32年）の商法制定以来の資本制度および配当規制の抜本的な改正であり、法的に重要な意味を持つばかりでなく、会計理論にも大きな影響を与えるものである」（岸田 [2005] 174頁）といわれている。

そこで本稿では、会社法による改正点のなかでも会計に関係が深いものを概観し、その改正が会計理論に対していかなる意味をもっているのかを考察していくことにしたい。まず次の第Ⅱ節では、会計に関係の深い会社法による改正

1) 以下では、とくに断りのない限り、「会社法施行規則」、「会社計算規則」および「電子公告規則」を含めて会社法とよぶことにする。

点を概観する。それをうけて第Ⅲ節では、会社法によって債権者保護機能がどのように変容したのかをみる。そして第Ⅳ節では、資本と利益の区別という会計理論の観点から会社法の影響をみていく。このような本稿での考察が、会計の基礎理論を改めて問い直す視角を見出すための一助ともなれば幸甚である。

Ⅱ 会社法による改正点の概要

会社法にみられるような「資本制度のあり方にかかわる改革は、『資本金』と総称される分野を中心に、会計基準の暗黙の前提にまで返った再検討を迫っているようである」(斎藤 [2006] 20頁)。そこで本節では、会社法の会計理論への影響を考察するに先立ち、会社法の改正点のなかでも資本金に関係が深いものを取り上げ、具体的にみていくことにする。

(1) 資本の算定

資本額の算定について、商法(会社法成立以前のもの。以下では「旧商法」という。)では「発行済株式ノ発行価額ノ総額」(284条ノ2第1項)とされていたものが、会社法では「設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額」(445条第1項)と改正された。すなわち、旧商法では発行価額を基準に資本額を算定していたのに対して、会社法では払込価額を基準に資本額を算定するように改正されたのである。

旧商法においては、資本額の算定に関して発行価額を基準としながらも、他方で新株等の発行の際に払い込まれる額について引受価額という概念を規定しており(175条第3項第3号)、発行価額と引受価額とが異なりうることを前提としていた。しかし、「資本等の金額は、会社に現に払い込まれる額を基準に算定すべきであり、株式の募集の際の基準となる発行価額を基準とすることには、必ずしも合理性がない」(法務省民事局参事官室 [2003] 71頁)との理由から、払込価額を基準とするように改正された。

また資本金に組み入れない額すなわち資本準備金に関する規定については、前項において発行価額から払込価額を基準にして資本額を算定するように改正されたことによって同様の変更がなされた他は、資本という用語が資本金と変

更されたという形式的な改正がみられるのみで、内容に関わるような実質的な改正はみられない。

(2) 最低資本金制度の廃止

次に最低資本金制度に関する旧商法および会社法の規定を比較すると、会社法においては、最低資本金の額を規制する文言がなく、最低資本金制度は廃止されている。

そもそも最低資本金制度は、出資者の有限責任を担保することによって債権者の保護を図るために、1990年に導入されたものであった。しかしその後、景気の後退が続くなかで、新たな事業を創出することによって経済を活性化することが喫緊の課題となっているにもかかわらず、最低資本金制度はむしろ起業の足かせになっているとの指摘がなされてきた。また、インターネット・ビジネスや大学発のベンチャー・ビジネスなど、比較的少額の資金で起業が可能な事業にとっても、最低資本金制度が起業の障害になりかねず、その見直しが求められていた。さらには産業界からも、効率的な企業集団を形成するための分社化を容易にするためにも、最低資本金制度の見直しが求められていた。

このようななか、2002年に成立した中小企業挑戦支援法による新事業創出促進法の改正によって、一定の条件のもとで、会社の設立から5年間は最低資本金に関する規制が免除されるという、最低資本金制度の特例が設けられることになった。

今回の会社法制の現代化にあたっては、「現行法（本稿にいう旧商法——山田）において最低資本金に関する規制がどのような機能を有しているのかについて、債権者保護という抽象的な議論ではなく、より具体的な法規制との関係での再検討が必要がある」（法務省民事局参事官室〔2003〕9頁）との認識から、法制審議会では次のような3つの機能について検討がなされた。すなわち、それは、①設立時の出資額の下限額に関する規制という機能、②利益配当等をおこなう場合における純資産額規制という機能、および③資本の額として表示しうる額の下限規制という機能の3つである（法務省民事局参事官室〔2003〕9頁）。

まず1つめの設立時の出資額の下限額に関する規制という機能については、2003年に公表された「会社法制の現代化に関する要綱試案」の段階では、「部会においても様々な意見が出され、一定の結論を得ることができなかった」(法務省民事局参事官室[2003] 9頁)ため、以下の3つの案が併記されるにとどまっていた。すなわち、それは、「a案 株式会社について、現行の有限会社と同額の300万円とする。b案 株式会社・有限会社について、300万円よりもさらに引き下げた額(例えば100万円、10万円等)とする。c案 設立時に払い込むべき金銭等の額については規制を設けない」(法制審議会[2003] 6頁)というものであった。そして、その後の意見照会によってa案とc案の支持が多いことが明らかとなり²⁾、それをうけた検討のなかでは、「a案を支持するものとして、三〇〇万円でも会社債権者保護上ある程度効果がある、c案では法人格の濫用が懸念される、現行規制の撤廃は影響するところが大きい(非営利法人[中間法人一二条]等にも影響を及ぼす)等の意見があり、c案を支持するものとして、会社債権者保護に役立つところは少ない、創業の足枷になる等の意見があった」(江頭[2005a] 9頁)。そして「法人格の濫用規制、会社債権者保護のために別の制度を積極的に活用すべき点[……]については異論がなく、その結果、法定の下限を設けないとの結論になった」(江頭[2005a] 9頁)という。これによって、2005年に公表された「会社法制の現代化に関する要綱」では、「株式会社の設立に際して出資すべき額については、下限額の制限を設けないものとする」(2頁)とされるようになった。

次に2つめの利益配当等をおこなう場合における純資産額規制という機能については、「資本の額と会社財産の額との関係が切れている我が国の商法にお

2) この点については、相澤他[2004] 11-12頁を参照されたい。それによれば、a案を支持する理由としては、「最低資本金制度は株主有限責任の対価として考えるべきことや、詐欺的な会社の設立の防止、平成二年に導入したことを考慮すると時期尚早である、新規創業の促進は特別法によって対処すべきであるなどとするものがあった」(相澤他[2004] 11頁)。またc案を支持する理由としては、「設立に当たって必要とされる資本の額は事業の規模や性格、取引先等の関係者の求める信用力などによってさまざまであることを挙げもの[……]や、創業・起業を増やし、自由な経済活動を活性化させる必要があることを強調するもの[……]などがあった」(相澤他[2004] 11頁)。

いては、資本の額を用いるよりも、端的に一定の純資産額が現実に確保されなければ利益配当等を不可とする措置を講ずる方が合理的である」(法務省民事局参事官室 [2003] 10頁)として、設立時の資本の払込価額規制とは切り離して剰余金の分配規制をおこなうことになった³⁾。

さらに3つめの資本の額として表示しうる額の下限規制という機能については、「資本の額が会社の規模を示す基準の一つとしての機能を有しているほか、資本の額と現に保有する会社財産の額との関係についての社会一般の期待感があるとすれば、現に保有する会社財産の額が資本の額に満たないような場合において、法律で解散や増資義務を課さないにもかかわらず、資本の額を一定額以上として表示し続けなければならないとする規制の在り方は、必ずしも合理性があるとはいえない」(法務省民事局参事官室 [2003] 10頁)との考えから、上述の1つめの機能で示された「a 案又は b 案を採用する場合において、会社成立後純資産額が最低資本金額に満たなくなる事態が生じても、現行法制と同様、特別の規定は設けない」(法制審議会 [2003] 6 頁)こととされた。

以上でみたような理由によって、会社法においては、設立に際して出資される財産の最低額が定められておらず、資本金 1 円での設立が可能になったのである。

(3) 法定準備金の積立

次に法定準備金の積立に関して注目に値するのは、まず第1には、「資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ」(288条)という旧商法の文言に対応するものが会社法にはみられない点である。これは、この点に係る規定が法務省令に委ねられたことによるものである。すなわち、準備金⁴⁾の計上について定められた会社計算規則第45条において、剰余金の配当をおこなう

3) 後述するように、純資産額が300万円未満の場合には剰余金を分配することはできないので、「最低資本金制度には、設立時の出資額に下限を設ける機能の他、配当を行うために必要な純資産額を決める機能があったが、後者は会社法においても実質的に維持されている」(伊藤 [2006] 11頁)といわれている。

4) ここでいう準備金とは、資本準備金と利益準備金の両者を包含した概念であるが、この点については後述する。

日における準備金の額が資本金の4分の1以上である場合には準備金の計上はおこなわれないとされているのである。したがって、この点に関しては、「会計基準の動向に適宜対応していくために〔……〕その規律を省令に委任」（法務省民事局参事官室〔2003〕72頁）された他は、内容的な変更はみられない。

第2に注目すべきなのは、準備金の積み立て額についてである。旧商法は、「毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ十分ノ一以上」（288条、傍点は山田による）を積み立てることとしていたが、会社法は「剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額」（445条第4項、傍点は山田による）というように、額を固定している。これは、「取締役会の決議による剰余金の分配が広く行われるようになること〔……〕等の理由から、『一〇分の一』に固定」（江頭〔2005b〕28頁）されたものである。ただし、「それを超えて積み立てることも、総会の普通決議があれば可能である」（江頭〔2005b〕28頁）という。

第3に注目すべきなのは、積み立てられる準備金の種類である。旧商法では利益準備金が積み立てられていたのに対して、会社法においては「資本準備金又は利益準備金」（445条第4項）というように、両者の区別なく規定されており、資本準備金と利益準備金とを包括して「準備金」と呼ばれている⁵⁾。このように資本準備金と利益準備金とをまとめて規制するようになったのは、「平成13年の第79号改正により、法定準備金の取崩し順序に関する規制が撤廃されるとともに、利益準備金の積立基準も資本準備金と合算して算定されることになったため、利益準備金はその積み立てるべき機会の点を除けば、資本準備金とその商法上の取扱いにつき異なるところがなくなっている」（法務省民事局参事官室〔2003〕72頁）ためであったという。

5) このような資本準備金と利益準備金の区別の廃止について、「少なくとも会計規制としては、両者の区分が維持されるとすれば、会社法上廃止することの意味が不明である〔……〕。会社法上両者の取扱いに差異がなくなったとしても、両者の法的性質が異なる以上、区分は残さざるをえないのではないだろうか」（吉本〔2004〕112-113頁）といった見解や、さらに「むしろ貸借対照表の目的が、債権者保護から投資家への情報開示へと変化していることからすれば〔……〕、会社法上も両者の区分を残す方が、情報開示の面ではより意義が大きい」（吉本〔2004〕注24）という見解もある。

さらに第4に注目すべきなのは、準備金の減少額の上限規制がなくなった点である。旧商法においては、資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の4分の1を上回る額について、準備金の減少が認められていた。換言すれば、準備金の減少にあたっては資本金の4分の1に相当する額は残しておかなければならなかったのである。しかしながら会社法においては、このような上限規制はみられない。このように準備金の減少額の上限規制がなくなったのは、当該規制によって弊害が生じたためであった。すなわち、この規制のもとでは、資本金の4分の1を下回る額まで準備金を減少させたいような場合には、準備金が残っているのに資本金を減少させなければならないことになってしまうのである。そもそも資本金は、準備金よりも、取崩規制が厳格なはずである。「資本を保護するための予防的な計数である法定準備金の減少を制限して、保護されるべき資本を先に減少させなければならないという規制を維持することは、資本制度による債権者保護の考え方に沿うものであるとはいいい難い」（法務省民事局参事官室〔2003〕72頁）ため、準備金の減少額の上限規制は廃止されることになったのである。

(4) 剰余金の分配

近年、資本金や準備金の払戻しや自己株式の買受けに関する改正がおこなわれてきたことは周知のとおりである。資本金や準備金の払戻しや自己株式の買受けは、株主に対する会社財産の流出という点では、利益の配当と異なるところはないため、会社法では、これらすべてが剰余金の分配として統一的に規制

6) 法務省民事局参事官室〔2003〕は、かかる理由を、次のように説明している。「近年の改正により、株主に対する剰余金を財源とする会社財産の払戻し方法は多様化している。しかし、これらの行為は、会社債権者の立場からみれば、株主に対して会社財産が払い戻され、責任財産が減少するという点では全く同一の意義を有する行為であると評価することができる。したがって、会社債権者への責任財産を会社財産に限定している株式会社に於いて、会社債権者と株主との間の利害調整の役割を果たす、いわゆる『配当規制』という観点からは、これらの行為を統一的に捉えることが望ましい」（67頁）。また、資本金や準備金の払戻し・自己株式の買受け・利益の配当といった会社財産の払戻しを剰余金の分配として統一的に規制することは、「その他資本剰余金を財源とする分配は『利益配当』とはいえないのではないかという会計学サイドからの指摘にも対応できる適切な」（弥永〔2004〕46頁）ものであるという見解もある。

されるようになった⁶⁾。そこで会社法は、従来の利益よりも広い概念である剰余金という概念を新たに設け、さらにそれとは別に分配可能額⁷⁾という概念を設けている。

まず、剰余金の額は、最終事業年度末日の資産の額(446条、一、イ)と自己株式の帳簿価額の合計額(同、一、ロ)から、負債の額(同、一、ハ)・資本金及び準備金の額の合計額(同、一、ニ)・法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額(同、一、ホ)を控除し、それにさらに、分配時までの剰余金の増減額を調整することによって求められる。この分配時までの剰余金の増減額の調整には、自己株式処分差損益(同、二)、準備金への振替を除く資本金減少額(同、三)、資本金への振替を除く準備金減少額(同、四)を各々加算し、さらに自己株式の消却額(同、五)、最終事業年度末日後の剰余金の配当額(同、六)、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額(同、七)を各々減算しなければならない。

次に、会社法で定められた分配可能額は、上述の剰余金の額(461条第2項、一)から、自己株式の帳簿価額(同、三)⁸⁾、最終事業年度末日後に処分した自己株式の対価の額(同、四)、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額(同、六)を各々減算した額として求められる⁹⁾。ただし、純資産額が300万円未満の場合には、剰余金を分配することはできないとされている(458条)¹⁰⁾。

このような改正は、「基本的に規定の分かりやすさという観点からの改正で

7) 従来は利益剰余金を基礎にして配当規制がおこなわれていたが、この分配可能額は、利益剰余金を基礎にしたものではない。この点については、後で、あらためて触れることにしたい。

8) 剰余金と分配可能額とが別個の概念として定義されているので、剰余金には自己株式の帳簿価額が含まれるのに対して、分配可能額には含まれない点は注目に値するであろう。

9) ただし、これは、臨時計算書類を作成しない原則的なケースである。

10) 当該規制については、「300万円程度の純資産額を維持させることに、債権者保護のためどれだけ意味があるのか」(伊藤[2004]30頁)や、「現在法人税を支払っている会社(法人)は約3割であり、残りの7割のほとんどは法人税を支払うほどの所得、すなわち利益を上げておらず[……]、実際純資産額300万円以下の株式会社が利益を支払うことはほとんどないと考えられるので、この規制にどの程度意味があるかは問題である」(岸田[2005]180頁)といった否定的な見解もある。

ある」(法務省民事局参事官室〔2003〕69頁)とされているが、より具体的な改正の背景として、近年の改正によって「資本の部〔……〕〔が以前の〕ような単純な構成ではなくなっている」(法務省民事局参事官室〔2003〕68頁)こと、「自己株式の取得により社外に流出した財産は、純資産額から既に控除されているという消極的な形で、分配可能限度額に反映されることとなっているため、貸借対照表上の未処分利益〔……〕は、分配可能限度額と保有する自己株式の簿価との合計額となっているという極めて分かりづらい状況になっている」(法務省民事局参事官室〔2003〕68-69頁)こと、および「期中における随時の払戻しにも対応させた分配可能限度額の計算を行うという観点からは、分配することができる額から分配した額を控除するという形式で規定した方が便宜であり、簡潔である」(法務省民事局参事官室〔2003〕69頁)ことがあるという。

(5) 純資産の部の創設

従来、貸借対照表は資産の部、負債の部および資本の部からなっていたが、会社法では、最後の資本の部が純資産の部とされることとなった。従来の商法施行規則においては、資本の部は資本金、資本剰余金、利益剰余金およびその他の項目からなり、その他の項目としては土地再評価差額金、株式等評価差額金、自己株式などがあげられていた(第91条)。しかし、これら各項目を資本の部に含めることについて、「その性格につき統一性がとれているのか、疑問も生じていた」(片木〔2006b〕20頁)。

そこで会社計算規則では、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分からなる純資産の部が設けられた。ここで、株主資本には資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式などが含まれ、評価・換算差額等にはその他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為替換算調整勘定が含まれる(第108条)。すなわち会社法は、統一性に疑問がもたれるような従来の資本の部の項目のなかから株主資本に関連するもののみを抜き出して株主資本とし、それとさらに残りの項目および従来は中間項目とされていたものとをあわせて株主資本よりも広義の純資産の部としたのである。

このような純資産の部が会社法において規定された背景には、2005年12月に公表された企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の影響がある。

(6) 株主資本項目間の計数の移動

旧商法においては、資本金や準備金の減少といった拘束性の強いものから弱いものへの計数の移動については資本と利益の区別が厳格に求められていたのに対して、利益の資本組入れといった拘束性の弱いものから強いものへの計数の移動については資本と利益の区別は求められていなかった(旧商293条ノ2・3)。すなわち、利益準備金や未処分利益の資本への組入れが認められていたのである。しかし会社計算規則では、これら利益準備金や未処分利益の資本への組入れが認められなくなった(48条第1項第1・2号、52条第1項第1号および第2項)¹¹⁾。

「会社計算規則がこのような規制を設けたのは、拘束の厳しい項目から拘束の緩い項目への計数の変更だけでなく、その反対である拘束の緩い項目から拘束の厳しい項目への計数の変更についても、資本と利益の区分の原則を適用し、その取扱いを厳格なものとした」(秋坂 [2006b] 28頁) ためであるといわれている。すなわち、「会社計算規則の規制する株主資本項目内の計数変動では、従来以上に払込資本と留保利益の混同を抑制している」(片木 [2006b] 23頁) のである。

Ⅲ 債権者保護のあり方の変容

前節においてみたような数々の改正は、「従来の資本制度の体系の劇的な変更を意味する」(島原 [2005] 27頁) ものである。すなわち、『会社法』は資本制度自体は残しながら「……」, その具体的な規制を大幅に柔軟化させるという方向で、ドラスティックな変更を行おうとしている」(島原 [2005] 27頁)

11) このような規制に対して、「何事にも例外はあるとの考え方からすれば、わざわざここまでの規制を強化する必要があったのであろうか。また、会社法の規定からではこのような規制が読み取れず、このような事項に関する委任規定も会社法には設けられていないことからすれば、過剰な規制とも思える」(秋坂 [2006b] 28-29頁) との批判もある。

のである。そもそも資本制度は、株主が有限責任しか負わないため、債権者保護の観点から、債権者に対する弁済のための担保として会社財産を確保するために設けられたものである。このような資本制度の趣旨により、資本に関する3つの原則（いわゆる資本の3原則）¹²⁾が要請されることになる。

しかし、このような「我が国の〔……〕資本制度は、資本額に相当する財産を会社債権者のために維持するという制度にはなっていない。すなわち、我が国の制度は、会社を設立する場合又は資本を増加する場合において、一定の財産の出資を要求するものであるが、事業により損失が生ずることによって会社の財産が資本に満たない額しかない場合であっても、解散や増資を義務付けることとはしていないため、会社の資本として計上すべき額を一定の額以上として規制したとしても、その額に相当する財産が会社に存在することを保障するものではない」（法務省民事局参事官室〔2003〕8-9頁）。したがって会社法は、『資本』の会社財産の維持機能を前提としなければ債権者保護との関係を導き得ない資本の各原則（資本確定、資本維持・充実、資本不変）を強調せず、これらが債権者保護との関係で役割を果たしているとは考えない」（郡谷他〔2005a〕42頁）のである。資本制度による代わりとして、「会社法は、債権者保護のために重要なのは、むしろ、①会社の財産状況の適切な開示と、②会社に適切な財産が留保されることであるという発想に立つ」（伊藤〔2006〕11

12) ここで資本の3原則とは、「会社はその存立中常に資本額に相当する財産を保持し（資本の維持）、抽象的な資本を具体的な財産をもって充たしていなければならない（資本の充実）とする」（大隅他〔1991〕149頁）資本充実・維持の原則、「いったん確定された資本額は任意に減少することを許さないとする」（大隅他〔1991〕150頁）資本不変の原則、および「旧法のもと（昭和25年の改正前——山田）で〔……〕、会社の定款には資本を記載することを要し、会社の設立にはその資本の総額につき株式の引受を確定すること」（大隅他〔1991〕150頁）を要求する資本確定の原則をいう。

13) この2つの方向性が具体的にいかなる条文として現れているかについて、伊藤〔2006〕では、①に対応するものとして、「会計帳簿作成についての基本原則（適時性・正確性）の明文化（会432条1項）、会計参与制度の創設・会計監査人の設置範囲の拡大（会326条2項以下）、貸借対照表の公告義務付け（会440条）」（11頁）が、そして②に対応するものとして、「会社財産の株主への払い戻しについての統一的な財源規制（会461条）、財源規制違反の責任（会462条3項）、〔……〕剰余金配当のための最低純資産額（会458条）」（11頁）があげられている。また江頭他〔2005〕においても、債権者保護の制度として、「一つは、今回、会計参与という制度が導入され、中小企業の計算の適正化に一步前進が期待

頁)¹³⁾。この点において、債権者保護のあり方についての発想の転換がみられるのである。

このような発想の転換は、たとえば最低資本金制度の廃止に端的に現れているといえるであろう。そもそも、「最低資本金制度は資本制度を補完するもの」（吉本〔2004〕109頁）であり、「資本充実の原則・資本維持の原則の実効性を担保する意味を持つ」（島原〔2005〕29頁）ものである。より具体的には、前節でみた最低資本金に関する3つの機能のうち、①設立時の出資額の下限額に関する規制という機能は「会社設立時の資本確定原則および資本充実原則と関係」（吉本〔2004〕110頁）しており、また②利益配当等をおこなう場合における純資産額規制という機能は「会社設立後の資本維持原則と関係」（吉本〔2004〕110頁）している。しかしながら、上述のように、会社法においては、これら資本の3原則にもとづく債権者保護は採られなかったのである。

Ⅳ 資本と利益の区別

(1) 資本と利益の区別の意味

では、このような会社法の成立が、会計理論にとって、どのような含意をもっているのであろうか。第2節でみたような会社法における規定のさきがけとなった商法改正の1つに、2001年6月の改正があることは周知のとおりである。そこでは、自己株式の取得および保有制限の見直し、利益準備金の積立限度額の見直し、減資差益の取扱いの見直し、法定準備金の減少手続きに関する改正がおこなわれ、当該改正に対して会計学の立場からは、資本と利益の区別の問題が提起されていた。あらためて指摘するまでもなく、ここでのいう資本と利益の区別とは、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」（企業会計原則、第一、三）というもの

、できる。また、計算書類の開示は、現行法（本稿にいう旧商法——山田）の株式会社と同じように、すべての会社に義務づけられることになった。つまり、計算の適正の確保および開示の促進については、各関係者がすべて積極的な姿勢を示されたことにより、会社債権者保護は、主にその方向でやっていこうと考えられた結果だと理解しています」（11頁、江頭発言）と述べられている。

である。

会社法においても資本と利益の区別が重要な論点となることは想像に難くないであろう。すなわち会社法では、剰余金を配当する際の法定準備金の積立に関して資本準備金と利益準備金とを区別していない点や、資本金や準備金の減少分を財源とする分配が踏襲されている点に、資本と利益の混同を見出すことができるであろう。

染谷・武田 [1971] によれば、「資本と利益の区別」の意味するところを大別すると以下の5つに類型化できるという（9-12頁）。すなわち、それは、①他人資本・払込資本と期間利益・留保利益の区別、②払込資本と期間利益・留保利益の区別、③払込資本と期間利益の区別、④自己資本と期間利益の区別、⑤払込資本と留保利益の区別の5つである¹⁴⁾。その代表的論者および主張を一覧表にすれば、次のようになる。

図表1：資本と利益の区別の5類型の代表的論者とその主張

類型	代表的論者とその主張
①	会計職能としての利益測定の見地から企業資本を分類すると、先ず第1に外部から企業体に導入される資本がある。その導入資本には株主からの払込資本と株主以外のその他の利害関係者からの借入または受入資本とがある。第2は経営活動の成果として獲得された増殖資本であり、利益の蓄積資本である。この増殖資本または蓄積資本が利益剰余金であり、導入資本のうち法定資本および借入資本（負債）以外の部分が資本剰余金である。したがって、資本と利益剰余金とを区分すること、すなわち導入資本から利益剰余金を区別することは企業会計における根本的課題である（井上 [1963] 258頁）。
②	損益計算のもつ現実的課題は、株主に対し、その時々期末に処分可能な利益を確定することに向けられ、一切の剰余金は、これを処分可能な利益剰余金とそれから明確に明別される処分不可能な資本剰余金とに明確に区別するということが必要となる（山下 [1968] 26頁）。
③	損益計算の目的は、当期の総収益に対して当期の総費用を対応せしめて、当期の純

14) 中村 [1975] によれば、資本と利益の区別の意味は、資本と収益費用の区別、拠出資本（資本金および資本剰余金）と留保利益の区別、拠出資本と留保利益および期間利益の区別という3つに類型化されている。それぞれ、資本と収益費用の区別は④と、拠出資本と留保利益の区別は⑤と、拠出資本と留保利益および期間利益の区別は②と対応するものと思われる。

	利益を確定することにあるのであるが、正しい期間的損益の算定のためには、損益取引を構成する収益取引と収益控除取引（費用取引）とを、他の種の取引と明確に区別しなければならない。とくに資本取引と損益取引との区別は厳密に行われる必要がある（黒澤 [1964] 303頁）。 利益剰余金取引の会計原則上の性質は何であろうか。それはあきらかに資本取引ではない。広義の損益取引に属するものである。利益剰余金の本質は、純利益の留保額であり、利益剰余金取引はその変動を意味するのであるから、あくまで損益取引の延長として考えられなければならない（黒澤 [1964] 305頁）。
④	どのような事情であっても純利益または経営成績の決定から以下のものは除かれなければならない [……]。すなわち、[……] 処分済留保利益（たとえば、一般目的の偶発損失積立金や固定資産の取替費用準備金）として適切に表示されている勘定への振替え、または当該勘定からの振替え [……]（APB [1966], par. 28）。
⑤	企業が設立された当初には、その資本 [……] は所有者によって会社に拠出された資金のみからなっている。しかし、いったん企業が成長して利益をあげると、利益によって別の持分が生じてくる。その結果、継続企業の所有主持分は、拠出資本と「稼得資本」（earned capital）という2つの要素から構成されるようになる。[……] 勘定上も財務諸表上も、拠出資本を稼得資本から区別することは必要不可欠である（Marple [1936], p. 5）。 払込資本と留保利益の区分は、恒久的であるべきである。株式配当、資本への組入れ、その他の慣習的な企業の行為によって、留保利益が払込資本として処理された場合には、その額を貸借対照表に明示しなければならない（AAA [1948], pp. 342-343）。

まず1つめの他人資本・払込資本と期間利益・留保利益の区別は、株主からの払込資本と株主以外からの借入れや受入資本とをあわせて資本とみなし、それと過去および現在の利益とを区別しようとするものである。この見解は、他人資本も含めて資本としている点に特徴がある。

2つめの払込資本と期間利益・留保利益の区別は、期末における処分可能な利益という観点から、期間利益とその留保額である留保利益に同質性を見出したものである。この見解は、処分可能な利益と処分不可能な資本とを区別しようとするところに特徴がある。

3つめの払込資本と期間利益の区別は、期間損益計算の観点から当該計算に含めるものと含めないものを区別する、すなわち損益取引による期間利益と資

本取引による払込資本とを区別しようとするものである。この区別のもとでは留保利益の性格が明らかとはならないが、利益剰余金取引は資本取引ではなく広義の損益取引であるとされているので、この見解は結局のところ②の払込資本と期間利益・留保利益の区別に収斂することになる。

4つめの自己資本と期間利益の区別は、期間損益計算の観点から、払込資本・留保利益と収益・費用とを区別しようとするものである。すなわち、それは、当期の経営活動のために投下された元手としての自己資本と、その成果としての期間利益とを区別するものである。ただし、ここでの収益・費用には期間外損益も含まれ、当該損益計算は包括主義にもとづくものであるといえる。

5つめの払込資本と留保利益の区別は、自己資本内部における資本と利益の区別であり、発生の源泉にもとづいて区別しようとするものである。すなわち当該区別は、株主などから拠出された資本金および資本剰余金と、利益が留保された分である利益剰余金とを分けるものである。

以上のように、資本と利益の区別の意味は5つに類型化できるのであるが、企業会計原則にいう資本と利益の区別は、③払込資本と期間利益の区別と⑤払込資本と留保利益の区別に該当すると考えられる。

前段の「資本取引と損益取引とを明瞭に区別」という規定は、期間損益計算に含めるべき損益取引と含めるべきではない資本取引とを区別することによって当該計算の適正化を図ったものであり、③の資本と利益の区別の意味に該当する。しかしながら③の区別は、留保利益の存在を看過しており、企業の開業時にしか妥当しないという問題をはらんでいる。もし留保利益の存在を前提にするならば¹⁵⁾、期間利益と留保利益の利益という同質性が重視され留保利益が損益取引によるものとされてしまう¹⁶⁾。「ただ、そうすると損益取引を

15) この場合、資本と利益の区別の意味は②に収斂することは上述のとおりである。

16) 中村 [1975] では、『企業会計原則』では、前段で『資本取引と損益取引とを明瞭に区別し』とのべたあと、後段で『特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない』としているため、資本取引—資本剰余金、損益取引—利益剰余金と結びつけて、利益剰余金の増減を生ずる取引はすべて損益取引であるとする解釈が広く行なわれている」（7頁）といわれている。

収益増減取引と規定することができなくなる」(中村 [1975] 7頁)。そのため、利益剰余金取引を「広義の損益取引に属するもの」として、また「損益取引の延長」として捉えているのである。「しかし利益剰余金増減取引の中には損益計算の構成要因でないものが含まれているのであるから、上記のような広義の損益取引という概念は誤りであるといわなければならない。もし広義の損益取引という概念を用いるならば、それは狭義の損益取引と期間外損益取引に限定しなければならないのである」(中村 [1975] 7-8頁)。以上のような点において、前段の規定は論理的欠陥をもっているといえるのである。

しかも、③の区別の意味にもとづく前段の規定は、留保利益の存在を前提にすることによって②の区別の意味に収斂する。②は期末における処分可能な利益という観点からの区別であるが、前節でのべたように会社法は資本の維持機能を前提とした資本の3原則にもとづく債権者保護を放棄しているため、当該区分の配当規制という存立基盤が失われているといわざるをえないのである。

また後段の「特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」という規定は、払込資本と留保利益の区別を図ったものであり、⑤の資本と利益の区別の意味に該当する。そもそも、このような区別が要請される背景には、両者の処分可能性の違いがある。「留保利益ならば処分してよい。しかし資本剰余金を処分するのは配当ではなくて資本の払戻しであり、原則として認められるべきではない。[……] そのために両者の区別は是非とも明確にされなければならないのである」(中村 [1975] 131頁)。しかしながら、債権者保護のあり方の変容によって、当該区分の存立基盤も失われているといえるのである。

以上にみたように、企業会計原則の資本と利益の区別を③(②)および⑤の意味で解釈するには、会社法が成立した現在では、妥当性に欠けるといわざるをえない。したがって、もし企業会計原則における資本と利益の区別の規定の存続を前提とするならば、当該区分を「会計情報にとって本質的に重要な」(斎藤 [2006] 22頁)④の自己資本と期間利益の区別という意味、すなわち「株主資本のストックと、それが生み出す利益との区分」(斎藤 [2006] 22頁)という意味で解釈するのが妥当であると考えられるのである。

(2) 資本と利益の区別の意味の重点移行と会社法の成立

上述のように、企業会計原則における資本と利益の区別は、前段の資本取引と損益取引の区別（③（②）の意味での区別）と、後段の資本剰余金と利益剰余金の区別（⑤の意味での区別）という2つの側面から解釈できる。

そもそも企業会計原則は、その設定当初、このような資本と利益の区別をめぐる2つの側面のうち、後者を重視していた。すなわち、当時の企業会計原則は、「第二次大戦後のわが国会計制度の形成にさいして、資本利益計算としての企業会計の基本原則を明示するとともに、とりわけて、会計実務への導入・定着がはかられた剰余金計算との関連において、資本剰余金と利益剰余金との区分を強調したのである」（津曲〔1985〕3頁）。この点は、企業会計原則の設定（1949年）の後しばらくして出版された企業会計原則の解説書（黒澤編〔1954〕）において、「剰余金原則」という名のもとに資本と利益の区別が解説されており、「利益留保を財源とする法定準備金を利益準備金と名づけ、資本剰余金を財源とする法定準備金を資本準備金と呼び、会計上両者を区別しなければならない」（黒澤編〔1954〕82頁）と説かれていることから窺える。

その後、「いわば証取法会計規則と商法会計規則とのそれなりの一元化にもとづいて、少なくとも制度会計の面では、剰余金区分に関する諸議論にある種の結着が与えられ」（津曲〔1985〕4頁）ると、今度は「いわば元本と果実との峻別を含意する資本利益計算の基本的な立場」（津曲〔1985〕5頁）を示す前段の資本取引と損益取引の区別が強調されるようになる。「資本取引と損益取引との峻別を要求する前段の規定が、企業の期間損益計算にとって常に準拠されるべき基本原則として観念されていた」（津曲〔1985〕5頁）ため、「一般原則の三は、〔……〕企業会計の立脚基盤を構成する」（津曲〔1985〕5頁）ものとして、これまで存続してきたのである。この点は、企業会計原則の最終改正（1982年）の直後に出版された企業会計原則の解説書（黒澤〔1982〕）において、「剰余金原則」という主題の後に「資本取引と損益取引との区別の原則」という副題をつけたうえで、「この原則の真のねらいとするところは、資本（ストック）と利益（ストックからのフロー）とを会計上明確に区別し、両者の混

同を防止しようとする点にあるのであって、会計の真実性を確保するためにも基本的な会計固有の原理にほかならない」(黒澤 [1982] 43頁)と説かれていることから窺える。

このように、時代の変化とともに、資本と利益の区別について重点のおかれるところも変化したわけであるが、企業会計原則の設定当初において資本剰余金と利益剰余金の区別が強調された背景には、当時の商法・税法や会計実務において剰余金原則の考え方が定着しておらず、株式の額面超過金(プレミアム)を利益(益金)とみなして課税したり、新株発行費用を額面超過金から控除すべき費用として処理したりしていたことがある¹⁷⁾。ここからも、資本剰余金と利益剰余金の区別という意味での資本と利益の区別は、資本の維持・充実と密接に関係していたことが窺えるのである¹⁸⁾。

現在、前段の資本取引と損益取引の区別が強調されるようになったとはいえ、後段の資本剰余金と利益剰余金との区別の文言が削除されているわけではない。しかしながら、上述のように今般の会社法の成立によって、資本の3原則にもとづく債権者保護は採られなくなった。すなわち、資本の維持・充実を目的とした剰余金の区別としての資本と利益の区別の原則は、その存立基盤を失ってしまったといえるのである。「資本と利益の区分という企業会計の基本原則は、もともと資本投資の成果である利益の測定にあたって、外生的な資本の変動を除く趣旨であり、資本のストックを株主の拠出と利益の留保に分けるのは、この基本原則が企業成果の分配をめぐる会社法の規制(あるいは負債契約)と結びついた結果」(斎藤 [2006] 22頁)であると考ええるならば、資本の3原則にもとづく債権者保護が採られなくなった今、後段の剰余金の区別としての資本と利益の区別の原則の意味を問い直す必要があるといえる。すなわち、「会社財産の分配をめぐる法律上のニーズがなくなったとき、会計上の剰余金区分もまた現実的な有用性を失うのか、それとも配当規制とは別の意味をもつ

17) この点については、黒澤 [1954] 80-82頁; 黒澤 [1982] 44-49頁を参照されたい。

18) 安藤 [2002] では、黒澤編 [1954] 80-82頁の記述を根拠に、資本と利益の区別の「原則の根底には、払込資本の維持思考が存在する」(11頁)と述べられている。

のか、もつとしたらどのような役割か、この問題は会計情報の利用目的にてらしてあらためて検討される必要があろう」(斎藤 [2006] 22-23頁)。

さらには、第Ⅱ節(6)でみたように、会社計算規則においては資本と利益の区別(⑤の意味での区別)の原則を論拠として、利益準備金や未処分利益の資本への組入れが認められなくなり、株主資本項目間の計数の移動の厳格化が図られた。しかし、その資本と利益の区別を定めていた会計の方では、会社法における債権者保護のあり方の変容をうけて、⑤の意味での資本と利益の区別の原則は、その存立基盤を失ってしまったのである。この点において、会社法の成立によって、会計の方では⑤の意味での資本と利益の区別が重視されなくなる(可能性がある¹⁹⁾)のに対して、会社法の方は⑤の意味での資本と利益の区別を重視するようになったという、すれ違い現象を見出すことができるのである。

V おわりに

以上、本稿では、会社法における規定のなかでも資本会計に関係の深いものを取り上げ、旧商法と比べてどのように改正されたのかをみたらうで、会社法における債権者保護のあり方の変容を明らかにし、それが資本と利益の区別と

19) 配当規制という存立基盤を失って、⑤の意味での資本と利益の区別がまったく無意味なものとなるかどうかは、まだ未知数である。配当規制に関わる意義以外に、たとえば企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」では、「同じ株主持分のストックでも株主が拠出した部分と利益の留保の部分を分けることは、配当制限を離れた情報開示の面でも従来から強い要請があった」(51項)とのべられている。さらに野口 [2002] では、「配当財源を留保利益に限定しておくことが倒産予防や債権者保護に役立っていたとすれば、それを財務制限条項など債務契約の際に利用すべき」(19頁)であるという契約における利用価値が指摘されている。また新井 [1965] では、「もしも『資本と利益の区別』の議論において、[……] 資本維持論や処分可否の政策的議論を除外するならば、資本(および資本取引)と利益(および損益取引)の意味または資本剰余金と利益剰余金の意味は明瞭になってくると思われる。たとえば、[……] 国庫補助金などの贈与に関する取引を資本取引とし、またこれから生ずる剰余金を資本剰余金とする論拠——つまり従来の資本概念(株主の払込資本概念)を拡張解釈する理由——は、主としてこのような政策論にあるとみられるため、もしもこのような政策論を除外するならば、贈与剰余金は利益剰余金に属するとみることのほうにむしろ妥当性があると思われる」(34頁)として、理論的な観点から、政策論を除外することの意義がのべられている。

いう会計理論に及ぼす影響についてみた。

ただし本稿での考察は、会社法が会計に及ぼす影響の一端を明らかにしたにすぎない。本稿で触れられなかった論点の検討については、他日を期したい。

(参考文献)

- AAA [1948], Executive Committee, “Accounting Concepts and Standards underlying Corporate Financial Statements 1948 Revision,” *Accounting Review*, Vol. 23, No. 4, pp. 339-344, 中島省吾訳編『増訂 A.A.A. 会計原則一原文・解説・訳文および訳註一』中央経済社, 1970年, 59-72頁。
- APB [1966], “Reporting the Results of Operations,” APB Opinion No. 9, APB.
- Marple, R. P. [1936], *Capital Surplus and Corporate Net Worth*, Ronald Press.
- 相澤哲他 [2004] 『会社法制の現代化に関する要綱試案』に対する各界意見の分析〔I〕『商事法務』第1688号, 4-21頁。
- [2005] 「株式会社の計算等」『商事法務』第1746号, 26-41頁。
- 赤塚尚之 [2005] 「わが国における法定準備金制度の変遷と『払込資本と留保利益の区別』の意義」『早稲田商学』第404号, 85-127頁。
- 秋坂朝則 [2006 a] 「会社法における資本の意義」『會計』第169巻第4号, 29-44頁。
- [2006 b] 「会社計算規則における剰余金区分の原則」『企業会計』第58巻第6号, 25-30頁。
- 新井清光 [1965] 『資本金論』中央経済社。
- 安藤英義 [2002] 「商法における資本制度の揺らぎと『資本の部』の表示」『會計』第162巻第2号, 1-14頁。
- [2004] 「資本制度の揺らぎ—背景と展望—」『企業と法創造』第1巻第3号, 108-117頁。
- 伊藤靖史 [2004] 「設立および資本・準備金」『企業会計』第56巻第2号, 29-35頁。
- [2006] 「株式会社の多様化」『法学セミナー』第51巻第1号, 10-15頁。
- 井上達雄 [1963] 「剰余金会計」日本会計学会編『近代会計学の展開』森山書店, 257-280頁。
- 梅原秀継 [2005] 「会計理論からみた資本の部の変容—資本と利益の区別をめぐって—」『企業会計』第57巻第9号, 34-41頁。
- 江頭憲治郎 [2005 a] 『会社法制の現代化に関する要綱案』の解説〔I〕『商事法務』第1721号, 4-13頁。
- [2005 b] 『会社法制の現代化に関する要綱案』の解説〔VI〕『商事法務』第1726

号, 21-30頁。

———他 [2005] 『『会社法制の現代化に関する要綱案』の基本的な考え方』『商事法務』第1719号, 8-39頁。

大隅健一郎他 [1991] 『会社法論』上巻, 第3版, 有斐閣。

尾崎安央 [2004] 「わが国の株式会社法における『資本』制度一過去, 現在, そして未来?」『企業と法創造』第1巻第3号, 118-129頁。

片木晴彦 [2006a] 「計算」『法学教室』304号, 58-63頁。

——— [2006b] 「会社計算規則の構造・概要」『企業会計』第58巻第6号, 18-24頁。

神田秀樹 [2006] 「会社法の企業会計への影響」『企業会計』第58巻第1号, 27-30頁。

岸田雅雄 [2005] 「剰余金の配当規制」中央経済社『企業会計特別保存版 新「会社法」詳解』中央経済社, 174-183頁。

黒澤清 [1964] 『近代会计学』改訂増補版, 春秋社。

——— [1982] 『解説企業会計原則』中央経済社。

———編 [1954] 『黒澤清他解説付 企業会計原則』中央経済社。

郡谷大輔他 [2005a] 「会社法における債権者保護〔上〕」『商事法務』第1746号, 42-55頁。

——— [2005b] 「会社法における債権者保護〔下〕」『商事法務』第1747号, 19-29頁。

小林量 [2005] 「新会社法による資本の変容」『企業会計』第57巻第9号, 18-26頁。

斎藤静樹 [2006] 「新会計基準と基準研究の課題—資本会計の論点を中心に」『企業会計』第58巻第1号, 20-26頁。

佐藤孝一 [1965] 『剰余金論』中央経済社。

島原宏明 [2005] 「債権者保護機能からみた資本制度」『企業会計』第57巻第9号, 27-33頁。

染谷恭次郎, 武田安弘 [1971] 『現代資本会計論』中央経済社。

丹波康太郎 [1957] 『資本会計—資本会計の理論—』中央経済社。

手塚仙夫 [2006] 「剰余金分配規制と分配可能額の算定」『企業会計』第58巻第6号, 41-51頁。

津曲直躬 [1985] 「財務会計における資本と利益」黒澤清総編集, 飯野利夫責任編集『体系近代会计学Ⅱ 財務会計論』中央経済社, 3-49頁。

中村忠 [1975] 『資本会計論』増訂版, 白桃書房。

野口晃弘 [2002] 「商法改正と資本会計の再構築」『會計』第162巻第5号, 14-23頁。

——— [2004] 「払込資本と留保利益の区別—商法からの資本会計の自立—」『企業と法創造』第1巻第3号, 130-134頁。

——— [2005] 「最低資本金規制の撤廃と資本の部の計数」中央経済社『企業会計特別保存版 新「会社法」詳解』中央経済社, 168-173頁。

法制審議会 [2003]「会社法制の現代化に関する要綱試案」。

——— [2005]「会社法制の現代化に関する要綱」。

法務省民事局参事官室 [2003]「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」。

弥永真生 [2003]『「資本」の会計—商法と会計基準の概念の相違—』中央経済社。

——— [2004]「会社の計算」『商事法務』第1689号, 46-52頁。

——— [2005]「会社の計算」『ジュリスト』第1295号, 85-94頁。

山下勝治 [1968]『会計学一般理論』決定版, 千倉書房。

吉本健一 [2004]「資本と準備金」『判例タイムズ』第1158号, 105-115頁。